地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する基準

資料１－３

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定めることができる「促進区域」のイメージ図

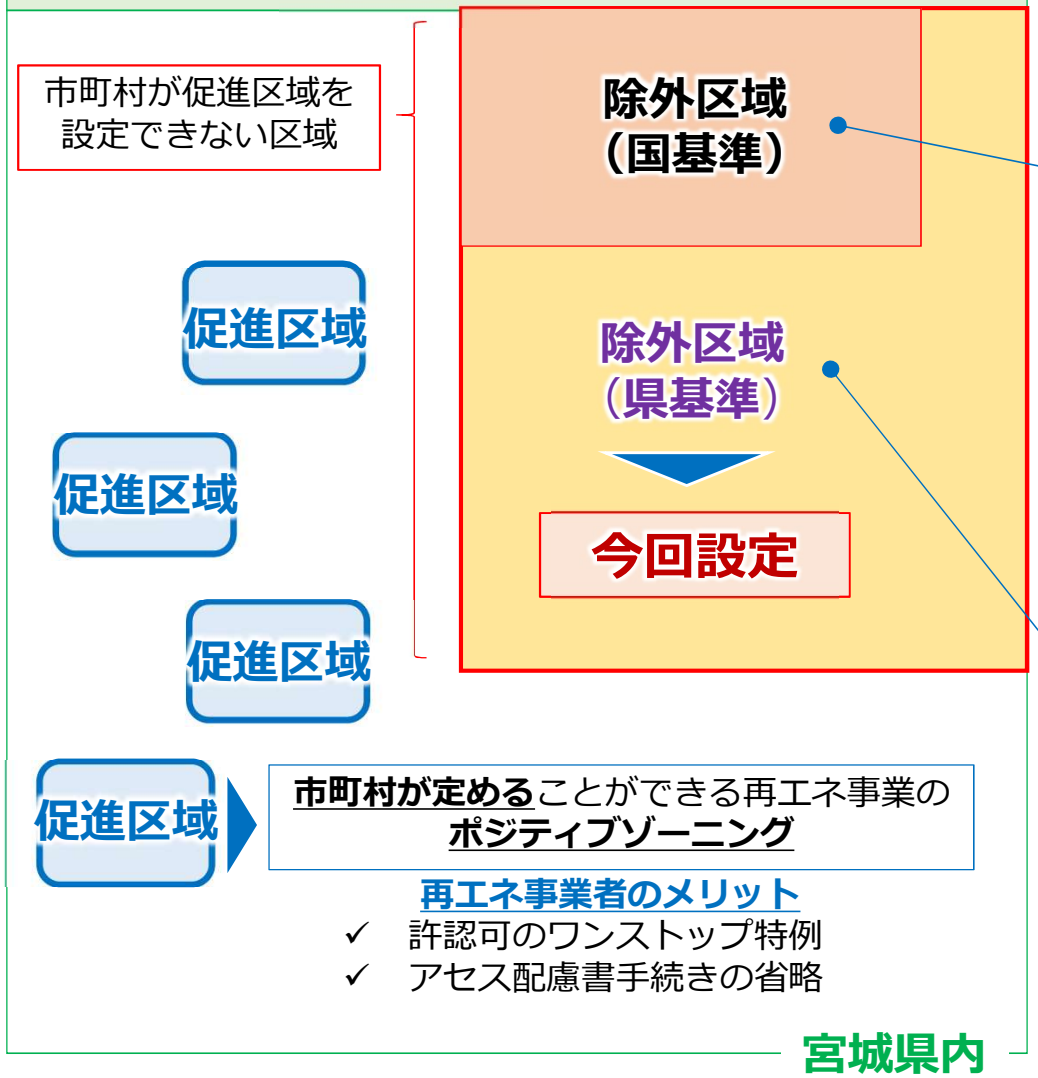

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定めることができる「促進区域」から除外する区域（案）

国基準

- 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（自然環境保全法）※
- 国立・国定公園の特別保護地区、海域公園地区等（自然公園法）
- 国指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護法）
- 生息地等保護区の管理地区（種の保存法）※

※県内該当なし

県基準

- 砂防指定地（砂防法）
- 保安林（森林法）
- 国立・国定・県立公園の特別地域（自然公園法・県立自然公園条例）
- 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
- 県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護法）
- 自然環境保全地域（自然環境保全条例）
- 水道水源特定保全地域（ふるさと宮城の水循環保全条例）

※下線は国基準では「配慮が必要な区域」としているが，引き上げて「除外区域」に設定したもの

地域と共生した再生可能エネルギーを促進するため、**全エネ種が対象**